

## 市営牧野における暫定許容値を超える放射性物質の検出について

平成 24 年 2 月 24 日

玉山総合事務所・農林部

## 1 放射性物質検出の経緯

民間事業者が行った県内の公共牧場の牧草から暫定許容量を超過した値が検出されたことを受け、平成 23 年 5 月 18 日に県が行った県北西部 11 市町村各 1 箇所（本市の採取場所：山谷川目牧野）の牧草サンプル検査の結果、乳用牛及び肥育牛に対する暫定許容値を下回ったことから、盛岡広域振興局の「牧草の利用自粛及び放牧の見合せ」の解除通知に基づき、5 月 20 日から放牧事業及び採草事業を通常通り実施してきた。

また、自家産牧草のみを給与していた牛から、牛肉の暫定規制値を超過する放射性セシウムが検出された事案を受け、県が昨年 10 月 12 日に「牛肉中の放射性物質濃度を推計するための牧草検査要領」（別紙）を定め、それに基づき、10 月に行った 2 回目の検査でも暫定許容値を下回った。

その後、県が同要領に基づき、各農家の飼料の調査を実施する過程で、牧草ロールが生草と比較して高い数値を示す傾向が見られたことから、市が保管していた販売用牧草ロールの自主検査を行うこととし、県に検査を依頼した。

その結果、乳用牛及び肥育牛に対する粗飼料の暫定許容値を超える値が検出された。

## 【参考】

区分	暫定許容値
乳用牛・肥育牛（廃用牛を含む）	300 Bq/kg以下
肉用繁殖牛・乳用育成牛・種雄牛	3,000 Bq/kg以下

## 2 これまでの牧草検査

## (1) 第 1 回目

岩手県が市町村単位で 1 箇所サンプリング調査を実施した。

盛岡市のサンプリング調査地点：山谷川目牧野

- ・ 採取場所：山谷川目牧野内 10 地点から計 2 kg 採取
- ・ 検体状態：生草
- ・ 検査方法：簡易検査（シンチレーションスペクトロメータ）
- ・ 測定結果：136 Bq/kg（平成 23 年 5 月 20 日）

## (2) 第 2 回目

「牛肉中の放射性物質濃度を推計するための牧草検査要領」に基づき公共牧場を検査した。

（実施主体：岩手県）

## ア 山谷川目牧野

- ・ 採取場所：山谷川目牧野内 10 地点から計 2 kg 採取

- ・検体状態：生草
- ・検査方法：簡易検査（シンチレーションスペクトロメータ）
- ・測定結果：156 Bq/kg（平成 23 年 10 月 25 日）

イ 姫神実験牧場

- ・採取場所：姫神実験牧場内 10 地点から計 2 kg 採取
- ・検体状態：生草
- ・検査方法：簡易検査（シンチレーションスペクトロメータ）
- ・測定結果：7 Bq/kg（平成 23 年 10 月 25 日）

(3) 第 3 回目

販売用牧草ロールの自主検査を岩手県に依頼し実施した。

ア 採取場所：山谷川目牧草ロール（販売用牧草ロールから計 2 kg 採取）

イ 検体状態：半乾燥

ウ 検査結果

① 簡易検査（シンチレーションスペクトロメータ）

・測定結果：568 Bq/kg（平成 24 年 2 月 3 日）

② 精密検査（ゲルマニウム半導体検出器）

・測定結果：534 Bq/kg（平成 24 年 2 月 6 日）

3 販売実績

単位：個/円/戸

採草牧野	販売 ロール数	販売金額	経営形態別内訳			
			区分	ロール数	金額	戸数
山谷川目牧野 姫神実験牧場	886	6,774,915	乳用牛・肥育牛 【酪農家】	565	4,602,171	7
			肉用繁殖牛・育成牛 【繁殖農家】	321	2,172,744	14
合計				886	6,774,915	21

【参考：農家残】

単位：個/円/戸

採草牧野	農家残 ロール数	金額	経営形態別内訳			
			区分	ロール数	金額	戸数
山谷川目牧野 姫神実験牧場	442	3,394,482	乳用牛・肥育牛 【酪農家】	246	2,001,909	3
			肉用繁殖牛・育成牛 【繁殖農家】	196	1,392,573	7
合計				442	3,394,482	10

#### 4 市場への流通について

市場への流通について調査した結果、牛乳、牛肉ともに食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値を超過した製品は市場に流通していないことを確認した。

##### (1) 牛乳

搾った牛乳については、全農岩手県本部が酪農家の集乳コース毎に放射性物質の自主調査を実施しており、基準値を超える牛乳が出荷されないよう対策を講じている。

また、県が定期的に実施している集乳施設における検査でも、放射性物質は検出されていない。

##### (2) 牛肉

県が、農家を戸別に立ち入り、飼料の検査を行い、牧草の給与期間や量から放射性物質濃度を推計し、 $250\text{Bq/kg}$ を超える場合は、出荷延期を要請した上で代替粗飼料の手当をしている。

また、岩手畜産流通センターにおいて全頭検査を実施しており、食品衛生法の暫定規制値である $500\text{Bq/kg}$ を超える牛肉の市場流通はない。

#### 5 牧草の回収、販売代金の取扱いについて

##### (1) 酪農家(乳用牛・肥育牛)

酪農家に残っている246ロールは全量回収し、販売した565ロール全ての代金4,602,171円は徴収しない。

##### (2) 繁殖農家(肉用繁殖牛・乳用育成牛・種雄牛)

既に販売した321ロールについては、暫定許容値 $3,000\text{Bq/kg}$ を超過していないことから、消費済みの125ロール分について特に措置はしない。

ただし、残っている196ロールについては、対象農家7戸から回収し、その販売代金1,392,573円は徴収しない。

##### (3) 回収する牧草販売代金について

回収する牧草ロール代金及び回収等に要した費用は、東京電力㈱に対して損害賠償請求を行う。

## 6 今後の対応について

### (1) 牛用飼料の暫定許容値の見直しについて

去る2月14日に岩手県主催の説明会があり、次のとおりの内容が示された。

#### ① 食品の基準値の変更に伴う牛用飼料の暫定許容値の見直し(平成24年4月1日から)

旧暫定許容値	新暫定許容値
300Bq/kg 以下 (繁殖牛については3,000 Bq 以下)	一律 100Bq 以下

#### ② 新暫定許容値を下回る粗飼料への切替え期限

区分	切替え期限
乳用牛 (当面廃用する予定の無いものに限る)	3月15日
肉用繁殖牛、肥育牛、育成牛及び乳用廃用牛	3月31日

### (2) 今後の牧野事業について

平成23年産牧草が新暫定許容値を超過している区界牧野、姫神実験牧場、山谷川目牧野については、除染のため草地の反転耕等による草地更新を実施する。

なお、平成24年度の放牧事業及び採草事業が出来なくなることが予想されるので、放牧事業の利用農家にあっては、近接する他の放牧地への斡旋を行う。

#### 【除染が必要となる牧場 (100 Bq/kg 以上)】

牧野名	検査結果日	測定結果 Bq/kg	備考
区界牧野	10月25日	189	姫神実験牧場については、今年2月
姫神実験牧場	10月25日	7	の検査で 101Bq/kg を検出している
山谷川目牧野	2月6日	534	ことから除染対象となる。

#### 【参考】

牧野名	検査結果日	測定結果 Bq/kg
高木牧場	10月25日	13

高木牧場については、許容値以下であることから指定管理者と今後の対応を協議する。

## 牛肉中の放射性物質濃度を推計するための牧草検査要領

制定 平成 23 年 10 月 12 日

畜 第 726 号

一部改正 平成 23 年 11 月 7 日

畜 第 813 号

一部改正 平成 23 年 12 月 15 日

畜 第 942 号

### 1 趣旨

牧草の利用自粛を要請していない地域の畜産農家で、自家産牧草のみを給与していた牛から、牛肉の暫定規制値を超過する放射性セシウムが検出された事案を受け、産地として消費者に安全な農畜産物の提供する観点から、畜産農家個々の給与牧草の放射性物質の検査を実施する。

### 2 検査対象

#### (1) 対象農家

全ての酪農家及び肉用牛繁殖農家。但し、牧草の利用自粛地域※に所在する酪農家、牛肉の放射性物質の検査結果が 50Bq/kg 以下であった農家（全戸済み農家）を除く。

※ 遠野市（北西部）、一関市（一関西部、一関東部、花泉、東山、室根、藤沢西部）、陸前高田市（南部）、平泉町（西部）

#### (2) 対象作物

平成 23 年度に収穫された県内産牧草

### 3 検査方法等

(1) 検査機器：NaI シンチレーション検査器及びゲルマニウム半導体検出器。

(2) 検査場所：岩手県農業研究センター畜産研究所（以下「畜研」という。）ほか。

### 4 検査手順

#### (1) 牧草の検査計画の作成

① 畜産課は、牛肉の放射性物質の調査の出荷計画に記載された農家情報を広域振興局農政担当部または農林振興センター（以下、「広域振興局」という。）に提供する。

また、畜研における分析可能検体数及び広域振興局単位の飼養農家戸数割合等を踏まえ、牧草検査の可能な農家戸数を広域振興局へ提示する。

② 広域振興局は、①を考慮し、牧草検査を行う農家を、市町村、農協等と協議・選定し、「検査対象農家等一覧」（別紙様式第 1 号）により畜産課へ報告する。

③ 畜産課は、②の報告を踏まえ検査期日等を畜研と調整し、検査に係るサンプル採取期日、搬入期日を広域振興局に提示する。

④ 廃用事故牛にかかる牧草の検査については、別に定める。

#### (2) サンプルの採取、搬送

① 畜産課は、あらかじめ、測定に要する容器を広域振興局に配布する。

② 広域振興局は、家畜保健衛生所、普及センター、市町村及び農協等の協力を得て、別に定める採取方法により検査対象農家から牧草のサンプルを採取する。

また、対象農家に対して、本検査の趣旨である暫定規制値超過牛を出荷させないための取組であることを十分説明してサンプルを採取する。

③ 広域振興局は、採取した牧草サンプルを、別に定める方法により前処理し、畜研へ送付する。

④ 畜研は、③により送付された牧草サンプルが対象農家に合致することを検査対象農家等一覧で確認する。

(3) 検査及び結果の報告

① 畜研は、広域振興局から送付された牧草サンプルを、NaI シンチレーション検査器により測定する。

② 畜研は、検査結果を「検査対象農家等一覧」の検査結果欄に記載し、畜産課に報告する。

③ 畜産課は、畜研から提出のあった検査対象農家等一覧による検査結果を速やかに広域振興局に報告する。

④ 広域振興局は、畜産課から提出のあった検査対象農家等一覧による検査結果を、速やかに管内の市町村、農協等にお知らせするとともに、対象農家に対し、当該農家の検査結果を電話やFAX等によりお知らせする。

(4) NaI シンチレーション検査器で、生草換算 240Bq/kg（肉用繁殖農家の場合、生草換算 2,400Bq/kg）を超えた場合、別に定めるゲルマニウム半導体検出器による精密検査を行う。

## 5 検査結果の取扱い

(1) 畜産農家に対する牧草の利用自粛の要請等

① 畜産課は、NaI シンチレーション検査器で、生草換算で 240Bq/kg（肉用牛繁殖農家の場合、生草換算 2,400Bq）を超えており、牧草サンプルが確認された場合は、広域振興局に連絡する。

② 広域振興局は、当該畜産農家に対して、牧草の検査結果及び精密検査を実施する旨を電話等により速やかに伝える。

③ 畜産課は、当該牧草のゲルマニウム半導体検出器による検査結果で、生草換算 300Bq/kg（肉用牛繁殖農家の場合、生草換算 3,000Bq/kg）以下の場合は、広域振興局を通じて、検査を実施した畜産農家に対して、牧草の検査結果を電話等によりお知らせする。

④ 畜産課は、当該牧草のゲルマニウム半導体検出器による検査結果で、生草換算 300Bq/kg（肉用牛繁殖農家の場合、生草換算 3,000Bq/kg）を超えた場合は、広域振興局を通じて、当該農家に対し、「牧草の利用自粛について」（様式第2号）により、牧草の利用自粛を要請する。

(2) 牛肉中の放射性物質濃度の算定結果の取扱い

① 広域振興局は、NaI シンチレーション検査器による検査結果を用い、その値の高低に関わらず、牛肉中の放射性セシウム濃度を算定する。

なお、算定に係る飼料給与量が特定できない場合には、日本飼養標準による乾草給与量を用いる。

② 広域振興局は、①の算定により、明らかに暫定規制値（500Bq/kg）を下回ることが見込まれる畜産農家に対して、その算定結果をお知らせする。

③ また、算定結果において、暫定規制値の超過が見込まれる場合には、「牧草の放射性物質濃度に基づく牛肉中の放射性物質濃度の算定結果」（様式第3号）により、畜産農家を指導する。

なお、ゲルマニウム半導体検出器による検査結果が判明した場合には、その値を用いる。

(3) 検査結果の公表

検査結果は原則として非公表とする。

## 6 その他

(1) 市町村、農協等において、畜産課が定めるサンプル採取方法により牧草を採取し、NaI シンチ

レーション検査器、もしくはゲルマニウム半導体検出器により放射性物質の測定を行った場合、  
その検査結果は、5に定める検査結果として取扱うことができるものとする。

- (2) 検査結果等の取扱いについては、個人情報であるので、十分留意する。

附則

- 1 この要領の一次改正に係る事項については、平成23年10月12日まで遡及し、適用する。

附則

- 1 この要領は、平成23年度12月15日から施行する。